県民の皆さんによる森林(もり)づくり活動を支援します!

令和9年度

福岡県森林(もり)づくり活動公募事業

募集のご案内

募集期間　令和8年11月2日（月）～令和9年1月8日（金）

活動内容

「森林の整備・保全」活動

＜活動例＞
- 植栽
- 下刈
- 間伐
- 里山林の保全・活用

など



松林整備



下草刈り

「森林・林業の普及」活動

＜活動例＞
- 林業体験
- 森林環境教育
- 木育
- シンポジウム
- 安全講習会

など



森林環境教育



木育

福岡県

対象となる活動

活動期間が交付決定日（令和９年４月下旬予定）から令和１０年３月１０日までのもので、令和１０年３月３１日までに支払等を終えて実績報告書を提出できるもの

※次の活動は補助の対象外となります。
・他の公的な補助金、負担金その他の交付を受けている又は受ける見込みがある活動
・特定の個人や事業者の利益のために行われる活動
・政治的または宗教的宣伝を目的として行われる活動
・事業実施場所が県外に及ぶ活動
・参加予定者のうち県内在住者又は県内事業所に勤務する者が過半数に満たない活動
・その他、当事業として不適当と認められる活動
（例：森林内でのヨガ体験といった森林を守り育てる気運の向上に直接寄与しないと考えられる活動、花の種まきや草花の手入れといった公園等における緑化活動、河川環境の保全活動など）

応募できる団体

県内に事務所を有するボランティア団体、ＮＰＯなど

※次のいずれかに該当する場合は対象外となります。
①国、地方公共団体
②営利を目的とした団体
③宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）、又は代表者若しくは役員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）である団体又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する団体
⑤当事業において、明朗な会計・経理を実施あるいは報告できない団体
⑥当事業において、活動内容の公表に異議がある団体

応募区分と補助金の上限額

事業区分	応募区分	年間参加者数	補助率	補助金上限額
森林の整備･保全		規定なし（50人未満でも可）	補助対象経費が80万円以下の部分は、10分の10以内 補助対象経費が80万円を超える部分は、2分の1以内を加算	100万円
森林･林業の普及	STEP1	50人以上100人未満	補助対象経費が20万円以下の部分は、10分の10以内	20万円
	STEP2	100人以上300人未満	補助対象経費が30万円以下の部分は、10分の10以内	30万円
	STEP3	300人以上600人未満（250人）	補助対象経費が50万円以下の部分は、10分の10以内	50万円
	STEP4	600人以上（500人）	補助対象経費が80万円以下の部分は、10分の10以内 補助対象経費が80万円を超える部分は、2分の1以内を加算	100万円

※活動が複数の事業区分に及ぶ場合は、活動日数が多い方の事業区分で応募することとします。
※STEP３とSTEP４は一般から参加者を募集する団体が対象です。このうち、「企業や学校、ボランティア団体等の他団体と協定を結んでいる」、「団体役員に連携する他団体の代表者が含まれている」、「３年以上同じ他団体と連携して活動を行ったことが確認できる」のいずれかの場合は、（　）内の人数以上で応募することができます。
※補助金の単位は千円単位とします。（千円未満切捨）

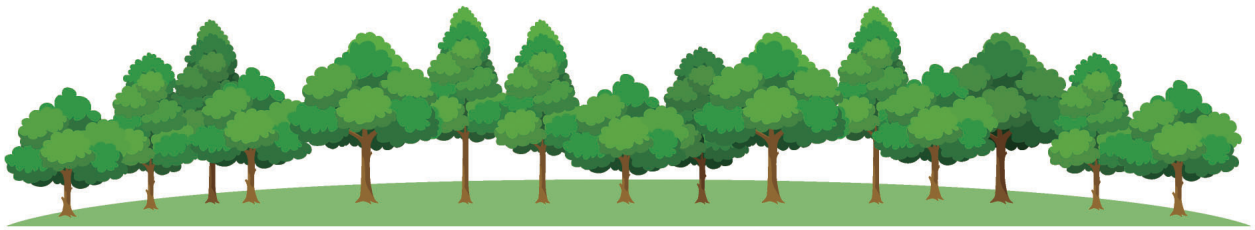
補助対象経費と補助金上限額

区　分		内　容	区分毎の補助金上限額				
			森林の整備･保全	森林・林業の普及			
				STEP1	STEP2	STEP3	STEP4
報　償　費		指導者等への謝金	50万円	10万円	15万円	25万円	50万円
旅　費		指導者等の旅費及び指導者等との打合せに要する旅費	10万円	2万円	3万円	5万円	10万円
需用費	消耗品費	事務用品や参考資料等の購入費	100万円	20万円	30万円	50万円	100万円
	燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費等					
	印刷製本費	資料印刷代､写真現像代等					
	修繕費	機材等の修繕費					
	資材購入費	苗木､支柱､肥料､鉈､鎌代等					
役　務　費		通信運搬費､傷害保険料､振込手数料等	30万円	6万円	9万円	15万円	30万円
使用料及び賃借料		会議室､土地､自動車､機材等の借り上げ料等	60万円	12万円	18万円	30万円	60万円
そ　の　他		上記以外の経費で､知事が必要と認める経費	10万円	2万円	3万円	5万円	10万円

※指導者等に謝金などを支払う予定がある場合は、指導者等の職位（大学教授など）や資格（森林インストラクターなど）及び１日あたりの実働時間を記載してください。
※チェーンソーや刈払機等の高額な機材については、基本的に借り上げ（使用料及び賃借料）での計上とし、購入は補助の対象外となります。
※事業区分に関わらず、参加者総数が予定参加者総数に対し、１割を超えて下回った場合、やむを得ない理由がある場合を除き、補助金の減額となりますのでご注意ください。
※申請金額は、県において適正な金額か査定します。

留　意　事　項

●活動完了後に、実績報告書等の提出が必要です。 補助金の支払いは、原則として実績報告書の提出後となります。
●森林づくり活動を安全に実施していただくため、安全講習会を開催しますので、積極的に受講してください。初めて本事業に取り組む団体は、「基礎講座」及び活動内容に合致した「専門講座」を各２名以上で受講することを必須とします。（採択団体には後日案内します）



応 募 方 法

令和９年度事業から企画書の様式を変更しておりますので、必ず最新の様式をご利用ください。

提出書類	福岡県森林づくり活動公募事業企画書 （・企画書鑑（様式第１号）　・事業計画書（別紙１－１）　・活動計画書（別紙１－２） ・収支予算書（別紙１－３）　・支出明細書（別紙１－４）　・団体調書（別紙１－５） ・役員名簿（別紙１－６）　・その他必要な書類）
提出部数	１部
応募期間	令和８年１１月２日（月）～令和９年１月８日（金）
提出方法	メール･持参(令和９年１月８日１６時までに提出）または 郵送(令和９年１月８日消印有効)
提 出 先	公益財団法人　福岡県水源の森基金　※県からの業務委託先 〒810-0001　福岡市中央区天神三丁目１４番３１号　天神リンデンビル３階 TEL：092-733-8877　E-mail：mori-koubo@f-suigen.or.jp

企画書の最新の様式は、次の箇所でお受け取りいただけるほか、県ホームページからもダウンロードできます。

●公益財団法人　福岡県水源の森基金（上記提出先）
●県内農林事務所（下記記載）
●県ホームページ「福岡県森林（もり）づくり活動公募事業の募集・実施」
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/room-mori-koubo-syuryo.html

県ホームページ

採択について

●令和９年度予算の成立を条件に、外部有識者で構成される福岡県森林環境税検討委員会で審査した後、予算の範囲内で採択事業を決定します。
●採択結果については全応募団体に通知します。（令和９年４月上旬予定）
●決定した事業はホームページ等で公開します。

事業実施までの流れ　団体における作業

応募（～R9.1.8）→ 審査 → 採択決定 → 採択結果通知（R９年４月上旬）→ **交付申請**（R９年４月中旬）→ 交付決定通知（R９年４月下旬）→ **活動開始**

事業内容等に関するお問い合わせ先

県内農林事務所	ＴＥＬ	活動を実施する場所（市郡）
福岡農林事務所	林業振興課　林業振興係 092-735-6137	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、 太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、糟屋郡
朝倉農林事務所	林業振興課　普及係 0946-22-6585	久留米市、小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
八幡農林事務所	林業振興課　林業振興係 093-601-5567	北九州市、中間市、遠賀郡
飯塚農林事務所	林業振興課　林業振興係 0948-21-4965	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、 嘉穂郡、田川郡
筑後農林事務所	林業振興課　林業振興係 0942-52-5972	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、 三潴郡、八女郡
行橋農林事務所	林業振興課　普及係 0930-23-0388	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡

福岡県　農林水産部　林業振興課　森林再生係
〒812-8577 福岡市博多区東公園７番７号　【TEL】092-643-3536　【FAX】092-643-3541